

令和2年3月5日

洞爺湖町議会令和2年3月会議
議案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

- 議案第50号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第51号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第53号 洞爺湖町税条例の一部改正について
- 議案第54号 洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
- 議案第55号 洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について
- 議案第56号 洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第58号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第61号 令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第62号 令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
- 議案第66号 令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

議案番号	件名
議案第67号	令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第68号	令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第69号	令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第70号	令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第71号	令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

議案第50号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第24条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第7項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町職員の旅費に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2号から第5号まで、」を削る。

(洞爺湖町印鑑条例の一部改正)

第4条 洞爺湖町印鑑条例（平成18年洞爺湖町条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

(洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年洞爺湖町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例第21条第1項及び第3項、第22条第2号（同条例第24条第5項及び第30条第8項において準用する場合を含む。）、第24条第1項及び第2項第1号並びに第30条第7項の規定に関わらず、なお従前の例による。

議案第51号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和 2 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例の一部改正する条例

洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

洞爺湖町税条例の一部改正について

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第143条第1号を次のように改める。

(1) 一般

ア 宿泊客 1泊につき 300円

イ 日帰客 100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の洞爺湖町税条例第143条第1号アの規定は、令和2年5月1日以後に、この条例の施行日以降に係る宿泊契約が成立した入湯税について適用し、令和2年4月30日以前に宿泊契約が成立した入湯税については、なお従前の例による。

議案第54号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に、「27,300円」を「27,000円」に改め、同条第5項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に、「39,200円」を「37,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第55号

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部を改正する条例

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例（平成20年洞爺湖町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

1 キャンプ場を利用する場合

(1) キャンプ場に入場する場合

施設維持費	大人	1人1日につき	500円
		1人1泊につき	1,000円
	小人	1人1日につき	200円
		1人1泊につき	500円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 ケビンを利用する場合は、施設維持費は徴収しない。

(2) キャンプ場内の施設を利用する場合

区分	利用料金	
キャンピングカーサイト	1サイト1日につき	1,600円
	1サイト1泊につき	3,300円

プライベートサイトA	1サイト1日につき	1,100円
	1サイト1泊につき	2,200円
プライベートサイトB	1サイト1日につき	500円
	1サイト1泊につき	1,100円
オープンサイト	1サイト1日につき	600円
	1サイト1泊につき	1,200円
ケビン	1棟1泊につき(6人分寝具付)	20,000円

2 スポーツ交流館を利用する場合

区分	利用料金		
	全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他催物に利用する場合	夏期	1時間につき
冬期		1時間につき	1,700円

備考

- 全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他の催物(以下「競技会等」という。)において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。
- 利用者が観覧者から入場料等を徴収して、競技会等に利用する場合の利用料金は、表に定める額に2.0を乗じて得た額とする。
- 夏期とは5月1日から10月末日までの期間をいい、冬期とは11月1日から翌年の4月末日までの期間をいう。
- 特別に利用する電気、水道等の料金は、別に実費を徴収する。

3 運動広場又はイベント広場を利用する場合

区分	利用料金	
	全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他の催物に利用する場合	運動広場
イベント広場		1時間につき 1,100円

備考

- 競技会等において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するも

- のとする。
- 2 利用者が観覧者から入場料等を徴収して、競技会等に利用する場合の利用料金は、表に定める額に2.0を乗じて得た額とする。
 - 3 特別に利用する電気、水道等の料金は、別に実費を徴収する。

4 施設内の設備、備品等を使用する場合

区分	利用料金	
シャワー	1回につき	300円
洗濯機	1回につき	200円
乾燥機	1回につき	100円
ドームテント（4～6人用）	1個1回につき	2,400円
ドームテント（3～4人用）	1個1回につき	1,800円
ターフ（日よけテント）	1個1回につき	1,500円
テーブルセット	1式1回につき	700円
バーベキュー用炉	1炉1回につき	900円
ガスコンロ（カートリッジガス用）	1個1回につき	400円
シュラフ（寝袋）	1個1回につき	600円
ランタン（電池用）	1個1回につき	400円
コッヘル（調理器具）	1式1回につき	300円
ケビン用寝具	1組につき	3,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第56号

洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第153号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第57号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年洞爺湖町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第22号を同条第29号とし、同条第17号から第21号までを7号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第4項の規定」を「第4項」に、「町」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、「支払う特定教育・保育」の次に「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育に」を「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

第2条中第15号を第21号とし、第14号を第20号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

第2条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以

上教育・保育給付認定子どもをいう。

- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改め、同条第3項中「地域子ども・子育て支援事業」の次に「(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第2章第2節(第13条第1項及び第2項、第17条から第20条まで並びに第27条第3項を除く。)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、「(法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。)」を削る。

第6条の見出し中「利用申し込みに対する」を削り、同条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、「(第4項において「選考方法」という。)」を削り、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「前2項の」を「前2項に規定する場合においては」に、「選考方法」を「これらの項に規定する選考の方法」に、「選考を」を「当該選考を」に改める。

第7条第2項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間及び保育必要量」を「教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」に改める。

第9条見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「当該申請」を「教育・保育給付認定の申

請」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。第13条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものは除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第6項中「及び第4項の」の次に「規定による」を加える。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう」に改め、「以下この項」の次に「、第19条及び第36条第3項」を加える。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出しを「教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「町」を「当該施設型給付費の支給に係る市町村」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「並びに」の次に「特定教育・保育の」を加え、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第27条第1項及び第2項中「個人情報等の」を削り、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第3項から第5項までの規定中「町」を「市町村」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「町」を「市町村」に改める。

第34条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録」を「の規定による特定教育・保育の提供の記録」に改め、同項第3号中「に規定する町」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条において同じ」を「以下この条において同じ」に、「支

給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第36条第1項中「次項において同じ」を「以下この条において同じ」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)

中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「第28条」を「第27条」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「第31条」を「第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「同省令第33条」を「同条」に改める。

第3章第2節（第39条第2項、第40条第2項、第42条第1項第3号、第43条第1項及び第46条第5号を除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第38条第1項中「運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担」を「事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項に規定する場合においては、」に「前項に規定する選考方法」を「同項に規定する選考の方法」に、「選考を」を「当該選考を」に改め、同条第4項中「困難である場合は、」の次に「第42条第1項に規定する」を加える。

第40条第1項中「町」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「町」を「市町村」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第42条第1項第2号中「特定教育・保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」

に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「実施する」を「行う」に改め、同項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を第7項とし、同条第2項中「前項本文の規定にかかわらず、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第42条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

第43条第2項中「（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「必要な物品」の次に「の購入に要する費用」を加え、同条第6項中「及び第4項の」の次に「規定による」を加え、「ただし、第4項」を「ただし、同項」に改める。

第46条中「次の各号に」を「次に」に改め、「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を削り、同条第4号中「時間、」を「時間並びに特定地域型保育の」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条第1項中「の定員」を削る。

第49条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に

改め、同項第3号中「に規定する町」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規程する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「提供する場合にあっては、」の次に「当該」を加え、「支給認定こどもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用

地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「該当する支給認定子ども」を「該当する教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項を次のように改める。

特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第4条の見出しを「小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次ように定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

議案第59号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111,587千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,335,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		41,086	3,507	44,593
	1. 負担金	41,086	3,507	44,593
14. 使用料及び賃借料		223,237	1,103	224,340
	1. 使用料	191,794	1,103	192,897
15. 国庫支出金		525,162	△ 2,685	522,477
	1. 国庫負担金	277,719	△ 4,259	273,460
	2. 国庫補助金	236,164	1,777	237,941
	3. 委託金	11,279	△ 203	11,076
16. 道支出金		753,505	△ 28,855	724,650
	1. 道負担金	179,438	△ 105	179,333
	2. 道補助金	554,647	△ 27,728	526,919
	3. 委託金	19,420	△ 1,022	18,398
18. 寄附金		98,800	△ 19,257	79,543
	1. 寄附金	98,800	△ 19,257	79,543
19. 繰入金		153,884	△ 61,000	92,884
	1. 繰入金	153,884	△ 61,000	92,884
22. 町債		866,318	△ 4,400	861,918
	1. 町債	866,318	△ 4,400	861,918
歳入合計		7,446,728	△ 111,587	7,335,141

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		387,776	△ 22,372	365,404
	1. 総務管理費	349,164	△ 19,561	329,603
	4. 選挙費	20,551	△ 2,811	17,740
3. 民生費		1,533,340	△ 20,511	1,512,829
	1. 社会福祉費	1,022,517	△ 15,599	1,006,918
	3. 医療助成費	222,732	△ 3,000	219,732
	4. 児童福祉費	167,870	△ 3,030	164,840
	5. 保育所費	120,074	1,118	121,192
4. 衛生費		378,780	△ 12,298	366,482
	1. 保健衛生費	127,519	△ 3,220	124,299
	2. 環境衛生費	18,499	△ 1,528	16,971
	4. 清掃費	229,942	△ 7,550	222,392
6. 農林水産業費		152,749	△ 51,935	100,814
	1. 農業費	410,283	△ 44,893	365,390
	2. 林業費	9,147	△ 779	8,368
	3. 水産業費	183,917	△ 6,263	177,654
7. 商工費		327,026	△ 10,760	316,266
	1. 商工費	118,498	△ 4,809	113,689
	2. 観光費	208,528	△ 5,951	202,577
8. 土木費		1,360,815	△ 4,961	1,355,854
	1. 土木管理費	35,758	△ 1,528	34,230
	2. 道路橋梁費	389,618	△ 2,545	387,073
	3. 河川費	5,375	△ 106	5,269

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 公園及び緑化費	26,954	△ 100	26,854
	5. 都市公園費	412,308	△ 473	411,835
	6. 住宅・建築費	490,802	△ 209	490,593
9. 消防費		408,696	△ 6,363	402,333
	1. 消防費	408,696	△ 6,363	402,333
10. 教育費		399,801	37,344	437,145
	1. 教育総務費	106,978	△ 3,436	103,542
	2. 小学校費	71,231	26,660	97,891
	3. 中学校費	57,590	20,135	77,725
	4. 社会教育費	96,456	△ 5,532	90,924
	5. 保健体育費	67,546	△ 483	67,063
11. 公債費		871,126	△ 3,600	867,526
	1. 公債費	871,126	△ 3,600	867,526
12. 給与費		1,070,283	△ 14,000	1,056,283
	1. 給与費	1,070,283	△ 14,000	1,056,283
13. 予備費		41,763	△ 2,131	39,632
	1. 予備費	41,763	△ 2,131	39,632
歳出合計		7,446,728	△ 111,587	7,335,141

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	G I G Aスクール整備事業	27,300千円
10 教育費	3 中学校費	G I G Aスクール整備事業	17,744千円
10 教育費	4 社会教育費	世界遺産4道県共通サイン 設置事業	4,610千円

第3表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
G I G Aスクール 整備事業	22,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他資金 とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えること ができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
人參選別機等 整備事業	78,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその資金 とし、その融 資条件によ る。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	68,000	同左	同左	同左

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
カゴ洗い機等 導 入 事 業	156,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資金 とし、その融 資条件によ る。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしく は繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	151,000	同左	同左	同左
定住促進住宅 建 設 事 業	64,200	同上	同上	同上	60,300	同上	同上	同上
文化センター LED 整備事業	4,800	同上	同上	同上	4,600	同上	同上	同上
洞爺の水ペッ トボトリング 整 備 事 業	3,700	同上	同上	同上	2,900	同上	同上	同上
車 輛 整 備 事 業	5,100	同上	同上	同上	4,000	同上	同上	同上
公園長寿命化 修 繕 事 業	3,500	同上	同上	同上	3,200	同上	同上	同上
文化財保存 整 備 事 業	15,800	同上	同上	同上	11,800	同上	同上	同上
虻田給食セン ター改修事業	3,300	同上	同上	同上	2,600	同上	同上	同上

議案第60号

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,449,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

議案第61号

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		306,323	△ 2,350	303,973
	1. 下水道管理費	230,344	△ 2,350	227,994
3. 予備費		1,321	2,350	3,671
	1. 予備費	1,321	2,350	3,671
歳出合計		683,214	0	683,214

議案第62号

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,283千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,118,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		266,624	10,137	276,761
	1. 国庫負担金	166,502	4,579	171,081
	2. 国庫補助金	100,122	5,558	105,680
4. 道支出金		156,708	4,023	160,731
	1. 道負担金	146,138	4,406	150,544
	2. 道補助金	10,570	△ 383	10,187
5. 支払基金交付金		270,131	6,875	277,006
	1. 支払基金交付金	270,131	6,875	277,006
7. 繰入金		211,547	3,248	214,795
	1. 一般会計繰入金	180,754	2,396	183,150
	2. 基金繰入金	30,793	852	31,645
歳入合計		1,094,561	24,283	1,118,844

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,947	△ 500	39,447
	2. 介護認定審査会費	11,937	△ 500	11,437
2. 保険給付費		961,967	27,644	989,611
	1. 介護サービス等諸費	857,652	25,710	883,362
	2. 介護予防サービス等諸費	20,508	1,083	21,591
	3. 高額介護サービス等費	23,253	1,778	25,031
	4. 高額医療合算介護サービス等費	3,518	△ 404	3,114
	5. 特定入所者介護サービス等費	56,327	△ 523	55,804
3. 地域支援事業費		71,259	△ 2,861	68,398
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	38,542	△ 2,180	36,362
	2. 包括的支援事業費	32,717	△ 681	32,036
歳出合計		1,094,561	24,283	1,118,844

議案第63号

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第64号

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		103,193	1,059	104,252
	1. 後期高齢者医療保険料	103,193	1,059	104,252
2. 繰入金		62,734	△ 856	61,878
	1. 一般会計繰入金	62,734	△ 856	61,878
歳入合計		172,211	203	172,414

議案第65号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,601,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1,131,030
	1. 町 民 税	383,030
	2. 固 定 資 産 税	547,460
	3. 軽 自 動 車 税	26,540
	4. 町 た ば こ 税	76,000
	5. 入 湯 税	98,000
2. 地 方 譲 与 税		69,090
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	49,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	18,700
3. 森 林 環 境 譲 与 税		1,390
	1. 利 子 割 交 付 金	1,300
	1. 利 子 割 交 付 金	1,300
4. 配 当 割 交 付 金		1,500
	1. 配 当 割 交 付 金	1,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,300
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,300
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		250
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	250
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		200,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	200,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		500
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	500
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		10,500
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,500

款	項	金額
10. 地方特例交付金		1,000
	1. 地方特例交付金	1,000
11. 地方交付税		3,012,000
	1. 地方交付税	3,012,000
12. 交通安全対策特別交付金		1,000
	1. 交通安全対策特別交付金	1,000
13. 分担金及び負担金		50,183
	1. 分担金	5,406
	2. 負担金	44,777
14. 使用料及び手数料		229,206
	1. 使用料	197,384
	2. 手数料	31,822
15. 国庫支出金		885,075
	1. 国庫負担金	261,960
	2. 国庫補助金	620,233
	3. 委託金	2,882
16. 道支出金		462,380
	1. 道負担金	183,955
	2. 道補助金	259,244
	3. 委託金	19,181
17. 財産収入		25,662
	1. 財産運用収入	20,660
	2. 財産売却収入	5,002
18. 寄附金		93,000
	1. 寄附金	93,000

款	項	金額
19. 繰入金		445,907
	1. 繰入金	445,907
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
21. 諸収入		61,197
	1. 延滞金、加算金及び過料	3
	2. 預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	13,266
	4. 受託事業収入	2,221
	5. 雑収入	45,706
22. 町債		899,000
	1. 町債	899,000
歳入合計		7,601,080

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		60,913
	1. 議 会 費	60,913
2. 総 務 費		473,319
	1. 総 務 管 理 費	441,829
	2. 徴 税 費	6,735
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	17,293
	4. 選 挙 費	387
	5. 統 計 調 査 費	5,975
	6. 監 査 委 員 費	1,100
3. 民 生 費		1,760,211
	1. 社 会 福 祉 費	1,252,912
	2. 国 民 年 金 費	147
	3. 医 療 助 成 費	236,497
	4. 児 童 福 祉 費	148,905
	5. 保 育 所 費	121,750
4. 衛 生 費		391,557
	1. 保 健 衛 生 費	126,435
	2. 環 境 衛 生 費	18,353
	3. 畜 犬 対 策 費	240
	4. 清 掃 費	243,392
	5. 公 害 対 策 費	3,137
5. 労 働 費		3,200
	1. 労 働 費	3,200

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		123,708
	1. 農 業 費	86,036
	2. 林 業 費	10,514
	3. 水 産 業 費	27,158
7. 商 工 費		600,280
	1. 商 工 費	98,739
	2. 観 光 費	501,541
8. 土 木 費		1,358,891
	1. 土 木 管 理 費	38,189
	2. 道 路 橋 梁 費	578,122
	3. 河 川 費	5,300
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	28,194
	5. 都 市 計 画 費	398,420
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	310,666
9. 消 防 費		327,862
	1. 消 防 費	327,862
10. 教 育 費		582,060
	1. 教 育 総 務 費	107,037
	2. 小 学 校 費	62,490
	3. 中 学 校 費	62,686
	4. 社 会 教 育 費	281,580
	5. 保 健 体 育 費	68,267
11. 公 債 費		876,250
	1. 公 債 費	876,250
12. 給 与 費		1,024,829
	1. 給 与 費	1,024,829

款	項	金額
13. 予備費		18,000
	1. 予備費	18,000
歲出	合計	7,601,080

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
洞爺駅エレベーター整備補助金	自 令和2年度 至 令和3年度	210,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
洞爺駅エレベーター 整 備 事 業	71,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償 還又は低利に借換え ることができる。
地域循環型バス 導 入 事 業	4,200	同 上	同 上	同 上
乳幼児等医療 助成拡大事業	12,700	同 上	同 上	同 上
アイヌ民族共生拠点 施設整備事業	65,200	同 上	同 上	同 上
漁船上架用船台 整 備 事 業	8,500	同 上	同 上	同 上
文化センター 音響等整備事業	6,500	同 上	同 上	同 上
森林博物館建設事業	161,900	同 上	同 上	同 上
道路等整備事業	231,500	同 上	同 上	同 上
成香地区排水施設 整 備 事 業	95,000	同 上	同 上	同 上
橋梁長寿命化事業	14,000	同 上	同 上	同 上
雪寒機械整備事業	7,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
泉公園団地改修事業	7,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償 還又は低利に借換え ることができる。
衛星無線回線 更新整備事業	3,400	同上	同上	同上
入江・高砂貝塚 保存活用事業	47,800	同上	同上	同上
文化交流会館 解体事業	32,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	130,000	同上	同上	同上

議案第66号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,435,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		181,488
	1. 国 民 健 康 保 険 税	181,488
2. 道 支 出 金		1,051,974
	1. 道 負 担 金	1,051,974
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		202,000
	1. 繰 入 金	187,000
	2. 基 金 繰 入 金	15,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,435,469

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		43,025
	1. 総 務 管 理 費	37,793
	2. 徴 収 費	350
	3. 運 営 協 議 会 費	190
	4. 特 別 対 策 事 業 費	4,692
2. 保 険 給 付 費		1,042,998
	1. 保 険 給 付 費	1,042,998
3. 国民健康保険事業費納付金		332,279
	1. 国民健康保険事業費納付金	332,279
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6. 保 健 事 業 費		13,279
	1. 保 健 事 業 費	7,818
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,461
7. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
8. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
9. 諸 支 出 金		304
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	304
10. 予 備 費		3,481
	1. 予 備 費	3,481
歳 出	合 計	1,435,469

議案第67号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ818,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		196
	1. 分 担 金	1
	2. 負 担 金	195
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		190,606
	1. 使 用 料	190,364
	2. 手 数 料	242
3. 国 庫 支 出 金		97,898
	1. 国 庫 補 助 金	97,898
4. 道 支 出 金		10,892
	1. 道 補 助 金	10,892
5. 繰 入 金		387,000
	1. 繰 入 金	387,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		1
	1. 雑 入	1
8. 町 債		131,700
	1. 町 債	131,700
歳 入 合 計		818,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 公 共 下 水 道 費		462,780
	1. 下 水 道 管 理 費	232,671
	2. 下 水 道 建 設 費	230,109
2. 公 債 費		353,073
	1. 公 債 費	353,073
3. 予 備 費		2,441
	1. 予 備 費	2,441
歳 出 合 計		818,294

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
終末処理場汚泥処理設備更新事業	自 令和2年度 至 令和3年度	342,000千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	131,700	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えるこ とができる。

議案第68号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,104,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		164,850
	1. 介 護 保 険 料	164,850
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		3,315
	1. 負 担 金	3,315
3. 国 庫 支 出 金		281,037
	1. 国 庫 負 担 金	172,434
	2. 国 庫 補 助 金	108,603
4. 道 支 出 金		160,792
	1. 道 負 担 金	150,520
	2. 道 補 助 金	10,272
5. 支 払 基 金 交 付 金		275,994
	1. 支 払 基 金 交 付 金	275,994
6. 財 産 収 入		100
	1. 財 産 運 用 収 入	100
7. 繰 入 金		218,034
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	190,127
	2. 基 金 繰 入 金	27,907
8. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
9. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,104,179

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		43,303
	1. 総 務 管 理 費	31,591
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	11,481
	3. 運 営 協 議 会 費	77
	4. 計 画 策 定 委 員 会 費	154
2. 保 険 給 付 費		993,699
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	885,870
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	22,780
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	25,309
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3,477
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	55,536
	6. そ の 他 諸 費	727
3. 地 域 支 援 事 業 費		65,893
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	28,524
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	37,369
4. 基 金 積 立 金		100
	1. 基 金 積 立 金	100
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,033
	1. 予 備 費	1,033
歳 出	合 計	1,104,179

議案第69号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		706
	1. 負 担 金	706
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		47,230
	1. 使 用 料	47,177
	2. 手 数 料	53
3. 繰 入 金		36,000
	1. 繰 入 金	36,000
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		19,410
	1. 雑 入	19,410
6. 町 債		118,100
	1. 町 債	118,100
歳 入 合 計		221,447

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		5,946
	1. 総 務 管 理 費	5,946
2. 簡 易 水 道 施 設 費		155,976
	1. 施 設 管 理 費	18,440
	2. 簡 易 水 道 建 設 費	137,536
3. 公 債 費		58,296
	1. 公 債 費	58,296
4. 予 備 費		1,229
	1. 予 備 費	1,229
歳 出 合 計		221,447

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	118,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償 還又は低利に借換え ることができる。

議案第70号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,464千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		106,840
	1. 後期高齢者医療保険料	106,840
2. 繰 入 金		65,620
	1. 一般会計繰入金	65,620
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		3
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		172,464

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		9,658
	1. 総 務 管 理 費	9,076
	2. 徴 収 費	582
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		162,433
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	162,433
3. 諸 支 出 金		150
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	150
4. 予 備 費		223
	1. 予 備 費	223
歳 出 合 計		172,464

議案第71号

令和2年度 虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,770戸
- (2) 年間総給水量 928,100m³
- (3) 1日平均給水量 2,543m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設替工事 1,150m
 - (イ) 配水管布設工事 350m
 - (ウ) 浄水場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収入)

第1款	水道事業収益	270,201千円
第1項	営業収益	203,769千円
第2項	営業外収益	66,431千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	水道事業費用	270,201千円
第1項	営業費用	247,277千円
第2項	営業外費用	13,566千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	9,357千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,551千円は、過年度分損益勘定留保資金47,034千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,517千円で補てんするものとする。)

(収入)

第 1 款	資 本 的 収 入	93,600千円
第 1 項	企 業 債	93,600千円

(支出)

第 1 款	資 本 的 支 出	149,151千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	55,462千円
第 2 項	建 設 改 良 費	93,689千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	93,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,628千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、11,912千円と定める。

令和2年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春